

「聖徳太子伝」における蘇我馬子像

キーワード：聖徳太子伝記・日本書紀・聖徳太子伝暦・蘇我馬子

一 中世の聖徳太子図容

「聖徳太子と眷族像」¹⁾と呼ばれるいわば曼陀羅のような図容には蘇我馬子、小野妹子、日羅、慧慈、学智および阿佐の六名が描かれる。「勝鬘経講讀図」²⁾では阿佐太子ではなく山背大兄王であるし、その他でも場合によっては四名で、僧形二名、俗臣二名となっているものがある(図1)。いずれにしてもこの俗臣二名は常に蘇我馬子と小野妹子とに比定されている。札名でもそう記すものがあることは、そのことがそう伝えられるものであったことを示すのであろう。法隆寺顕真の「聖皇曼荼羅」では第二郭あるいは第三郭と考えた方がいいのかもしれないが、枠のある最下段に左から五徳博士(学智)、蘇我大臣(馬子)、中央に「金銅鎮壇」

「聖徳太子伝」における蘇我馬子

渡辺 信和

という蓮華座があつて百済日羅、小野妹子と並ぶ(図2)。その上段左にいる慧慈を加えれば、阿佐太子を除いて全てここに位置づけられている。



図1 四天王寺蔵：聖徳太子童形像・四臣像(『聖徳太子展』図録より)

原本では殆ど見えないのだが、寛政十二年の写本があり、その図容が知られる。福琳寺や西来寺に蔵せられる『勝鬘經講讀図』（図3）は解説によれば、聴聞する人数の少ない特異な例だとされる³が、いづれも右の二人の俗臣が小野妹子、蘇我馬子に比定されることは動かない。「まいりのほしけ」には、真宗系の光明本を含めて多数存在する「太子浄土高僧連座像」（図4）

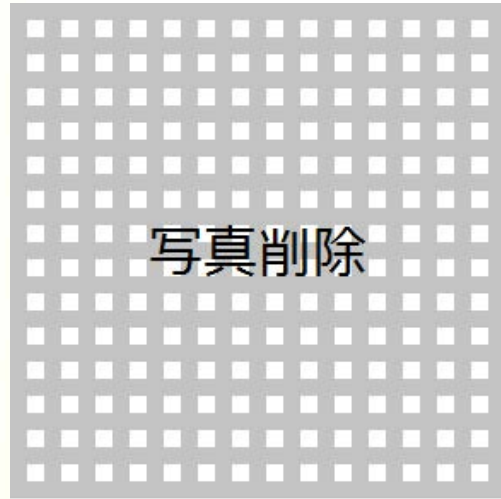


図2 法隆寺蔵：聖皇曼荼羅
（『法隆寺展』図録より）



図4 四天王寺蔵：浄土高僧連坐像
（『聖徳太子展』図録より）



図3 斑鳩寺蔵：聖徳太子勝鬘經講讀像
（『聖徳太子展』図録より）

の一郭をなす所謂孝養太子と眷族像部分があり、札銘から右の俗臣が小野妹子、蘇我馬子と知られる⁶⁵⁾。

これらの人物は慧慈と学智が聖徳太子の内典と外典の師であるという関係によつて描かれたものと思われる⁶⁶⁾。し、日羅と阿佐太子とは聖徳太子に対して賛嘆の文言を言上した人物であるから⁶⁷⁾と考えられる。蘇我馬子と小野妹子は聖徳太子の最も近くにいた臣下ということになるのだろう。小野妹子については聖徳太子が遣隋使派遣の時に諸臣下の中から見いだした人物であり、「伝暦」推古十五年条⁶⁸⁾に、

丁卯、夏五月ニ、太子奏シテ曰ク、「臣之先身ニ、漢土ニ修行シテ、持セシ所ノ経、今、衡山ニ在リ。望ラクハ使ヲ遣シテ将チ来ラバ、誤ル所ノ本ニ比校セン。」天皇大ニ奇トシテ、「左之右之、奏スルニ依ラン。誰力使ハス合キ乎。」太子遍ク百官之人ヲ相タマヒテ、奏シテ曰サク、「大礼小野臣、妹子、相ニ合ヘリ。」

と記され、肯んぜられるところであろう⁶⁹⁾。蘇我馬子はどのように位置づけられたのであろうか。「日本書紀」以下「聖徳太子伝記」類での記述を粗々追つてそのありようを考える。

二 『日本書紀』における記述

『日本書紀』における蘇我馬子の初出は敏達紀である⁷⁰⁾。

a (元年夏四月) 是月、宮于百濟濟大井。以物部弓削守屋大連一為大連如故。以蘇我馬子宿祢為大臣。

この時はじめて大臣となつたのであるのは、欽明紀に、

b 卅一年春三月甲申朔、蘇我大臣稻目宿祢薨。

とあることから、父稲目の死後その後を襲つたと考えられる。ちなみに物部氏については尾輿の没年記事はなく、安閑紀元年閏十二月初出、宣化紀には記述が無く、敏達紀には既に子の守屋が大連として記述されるから、欽明天皇のいつの時に父子の継職がなつたものと見られる。それからすると馬子よりは年長であつた可能性がある。このことは後述する敏達十四年記事と関係があるように思われる。

馬子は、(蘇我)大臣、蘇我馬子宿祢、蘇我馬子大臣などさまざまに記され、敏達紀十一カ所、用明紀四カ所、崇峻紀九カ所、推古紀十五カ所に見られる。それらには、先の叙任記事の他、外交に関する記事A、

c (敏達元年) 五月壬寅朔、天皇問皇子与大臣曰、「高麗使人、今何在。」大臣奉対曰、「在於相樂館。」天皇聞之、傷惻極甚。

愀然而歎曰、「悲哉、此使人等、名既奏聞於先考天皇矣。」乃遣群臣相樂館、檢録所獻調物、令送京師。

d (五月十五日) 丙辰、天皇、執高麗表疏、授於大臣。召聚諸

史、令_レ讀解_二之。是時、諸史、於_三三日內_一、皆不能_レ讀。爰有_三船史祖王辰爾_一、能奉_三讀_二。由_レ是、天皇与_三大臣_一俱為讚美曰、「勤乎辰爾。懿哉辰爾。汝若不_レ愛_三於学_一、誰能讀解。宜從_レ今始、近_三侍殿中_一。」既而、詔_三東西諸史_一曰、「汝等所習之業、何故不就。汝等雖_レ衆、不_レ及_三辰爾_一。」又高麗上表疏、書_三于鳥羽_一。字隨羽黑、既無_レ識者。辰爾乃蒸_三羽於飯氣_一、以帛印_レ羽、悉写_三其字_一。朝廷悉異之。

e (四年三月十五日乙丑) 乙丑、百濟遣_レ使進_レ調。多益_三恒歲_一。天皇、以_三新羅未_レ建_二任那_一、詔_三皇子与_三大臣_一曰、「莫_レ懶_三懈於任那之事_一。」

f (崇峻前紀・用明二年六月二十一日) 甲子、善信阿尼等、謂_三大臣_一曰、「出家之途、以_レ戒為_レ本。願向_三百濟_一、学_三受戒法_一。」

g 是月、百濟調使來朝。大臣謂_三使人_一曰、「率_三此尼等_一、將_レ渡汝國、令_レ学_三戒法_一。」了時發遣。使人答曰、「臣等婦_レ菴、先_レ導_三國主_一。而後發遣、亦不_レ遲也。」

h (元年) 是歲、百濟遣_レ使并僧惠總・令斤・惠寔等、獻_三仏舍利_一。百濟遣_三恩率首信・德率蓋文・那率福富味身等_一、進_レ調并獻_三仏舍利、僧哈照律師・令威・惠衆・惠宿・道巖・令開等、寺工太良未太・文賈古子、鑿盤博士將德白味淳、瓦博士麻奈文奴・陽貴文・俊貴文・昔麻帝弥、画工白加。蘇我馬子宿祢、請_三百濟僧等_一、問_三受戒之法_一。以_三善信尼等_一、付_三百濟國使恩率首信等_一、

發_三遣学問_一。據_三飛鳥衣縫造祖樹葉之家_一、始作_三法興寺_一。此地名_三飛鳥真神原_一。亦名_三飛鳥苦田_一。

i (推古天皇) 十一年春二月癸酉朔丙子、來自皇子、薨_三於筑紫_一。仍驛使以奏上。爰天皇聞之大驚、則召_三皇太子・蘇我大臣_一、謂之曰、「征新羅大將軍來自皇子薨之。其臨_三大事_一、而不_レ遂矣。甚悲乎。」仍殯_三于周芳娑婆_一。乃遣_三土師連猪手_一、令_レ掌_三殯事_一。故猪手連之孫曰_三娑婆連_一。其是之緣也。後葬_三於河内埴生山岡上_一。

j (推古十八年) 冬十月己丑朔丙申、新羅任那使人臻_三於京_一。是日、命_三額田部連比羅夫_一、為_レ迎_三新羅客_一・莊馬之長。以_三膳臣大伴_一為_レ迎_三任那客_一・莊馬之長。即安_三置阿斗河辺館_一。○丁酉(九日)、客等拜_三朝廷_一。於是、命_三秦造河勝・土部連菟_一、為_レ新羅導者。以_三間人連塩蓋・阿閉臣大篋_一、為_レ任那導者。共引_三自_三南門_一入、立_三于庭中_一。時大伴咋連・蘇我豊浦蝦夷臣・坂本糠手臣・阿倍鳥子臣、共自_レ位起立、進伏_三于庭_一。於是、兩國客等各再拜、以奏_三使旨_一。乃四大夫、起進啓_三於大臣_一。時大臣自_レ位起、立_三于前_一而聽焉。既而賜_三祿諸客_一。各有_レ差。○乙巳(十七日)、饗_三使人等於朝_一。以_三河内漢直贄_一為_レ新羅共食者。錦織首久僧為_レ任那共食者。○辛亥(二十三日)、客等礼畢、以帰焉。

と、守屋合戦及び大王家の政争にかかる干渉をも含んで、内政に関する記事B、

a (敏達三年) 冬十月戊子朔丙申、遣_三蘇我馬子大臣於吉備國_一、増_三

益白猪屯倉与田部。即以田部名籍、授于白猪史膽津。

b (四年)二月壬辰朔、馬子宿祢大臣、還于京師。復命屯倉之事。

c (用明元年)夏五月、穴穗部皇子、欲紆炊屋姫皇后、而自強入於殯宮。寵臣三輪君逆、乃喚兵衛、重璣宮門、拒而勿入。穴穗部皇子問曰、「何人在此。」兵衛答曰、「三輪君逆在焉。」七呼、「開門。」遂不聽入。於是、穴穗部皇子、謂大臣与大連曰、「逆頻無礼矣。於殯庭誅曰、「不荒朝廷、淨如鏡面、臣治平奉仕。」即是無礼。方今天皇子弟多在。阿大臣侍、詎得恣情、專言奉仕。又余觀殯内、拒不聽入。自呼、「開門」、七廻不応。願欲斬之。」阿大臣曰、「隨命。」於是、穴穗部皇子、陰謀王天下之事、而口詐在於殺逆君。遂与物部守屋大連、率兵圍繞磐余池边。逆君知之、隱於三諸之岳。是日夜半、潛自山出、隱於後宮。逆之同姓白堤与横山、言逆君在处。穴穗部皇子、即遣守屋大連曰、「汝必往討逆君并其二子。大連遂率兵去。蘇我馬子宿祢、外聞斯計、詣皇子所、即逢門底。將之、大連所。時諫曰、「王者不近刑人。不可自往。」皇子不聽而行。馬子宿祢、即便隨去到於磐余、而切諫之。皇子乃從諫止。仍於此處、踞坐胡床、待大連焉。大連良久而至。率衆報命曰、「斬逆等訖。」於是、馬子宿祢、惘然類難曰、「天下之乱不久矣。」大連聞而答曰、「汝小臣所不識也。」

此三輪君逆者、詔語田天皇之所寵愛。

「聖德太子伝」における蘇我馬子像

悉委内外之事焉。由是炊屋姫皇后与馬子宿祢、俱發恨於穴穗部皇子。

d 二年夏四月乙巳朔丙午、御新嘗於磐余河上。是日、天皇得病、還入於宮。群臣侍焉。天皇詔群臣曰、「朕思欲歸三宝。卿等議之。」群臣入朝而議。物部守屋大連与中臣勝海連、違詔議曰、「何背國神、敬他神也。由来不識若斯事矣。」蘇我馬子宿祢大臣曰、「可隨詔而奉助。詎生異計。」於是、皇弟皇子、引豊国法師、入於内裏。物部守屋大連、邪睨大怒。是時、押坂部史毛屎急來、密語大連曰、「今群臣凶卿。復將斷路。」大連聞之、即退於阿都、集聚人焉。中臣勝海連、於家集衆、隨助大連。遂作太子彦人皇子像与竹田皇子像一厭之。俄而知事難濟、埽附彦人皇子於水派宮。舍人迹見赤梲、伺勝海連自彦人皇子所退、拔刀而殺。大連、從阿都家、使物部八坂、大市造小坂、漆部造兄、謂馬子大臣曰、「吾聞群臣謀我。々故退焉。」馬子大臣、乃使土師八島連於大伴毗羅夫連所、具述大連之語。由是、毗羅夫連、手執弓箭皮楯、就槻曲家、不離晝夜、守護大臣。天皇之瘡、轉盛。將欲終時、鞍部多須奈、進而奏曰、「臣、奉為天皇、出家修道。又奉造丈六佛像及寺。天皇為之悲慟。今南淵坂田寺木丈六佛像、挾侍菩薩是也。」

e (崇峻前紀)六月甲辰朔庚戌、蘇我馬子宿祢等、奉炊屋姫尊、詔佐伯連丹經手。土師連磐村、的臣真嚙曰、「汝等敵兵速往、

誅殺穴穗部皇子与宅部皇子。是日夜半、佐伯連丹經手等、圍穴穗部皇子宮。於是、衛士先登楼上、擊穴穗部皇子肩。皇子落於楼下、走入偏室。衛士等举燭而誅。

f (崇峻前紀·用明二年) 秋七月、蘇我馬子宿禰大臣、勸諸皇子与

群臣、謀滅物部守屋大連。泊瀨部皇子·竹田皇子·鹿戸皇子·難波皇子·春日皇子·蘇我馬子宿禰大臣·紀男麻呂宿禰·巨勢臣比良夫·膳臣賀托夫·葛城臣烏那羅、俱率軍旅、進討大連。

大伴連嘯·阿倍臣人·平群臣神手·坂本臣糠手·春日臣、俱率軍兵、從志紀郡、到洪河家。大連親率子弟与奴軍、築稻城而戰。於是、大連昇衣措朴枝間、臨射如雨。其軍強盛、填家溢野。皇子等軍与群臣衆、怯弱恐怖、三廻却還。是時、鹿戸皇子、束髮於額、而隨軍後。自付度曰、「將無見敗。非願難成。乃斫取白膠木、疾作四天王像、置於頂髮、而發誓言、「今若使我勝敵、必當奉為護世四王、起立寺塔。蘇我馬子

大臣、又發誓言、「凡諸天王·大神王等、助衛於我、使獲利益、願當奉為諸天与大神王、起立寺塔、流通三宝。」誓已

嚴種々兵、而進討伐。爰有迹見首赤禰、射墮大連於枝下、而誅大連并其子等。由是、大連之軍、忽然自敗。合軍悉被

早衣、馳狐広瀨勾原而散之。是役、大連兒息与眷屬、或有逃匿葦原、改姓換名者。或有逃亡不知所向者。時

人相謂曰、「蘇我大臣之妻、是物部守屋大連之妹也。大臣妄用妻

計、而殺大連矣。」平乱之後、於摂津国、造四天王寺。分大連奴半与宅、為大寺奴田莊。以田一万頃、賜迹見首赤禰。蘇我大臣、亦依本願、於飛鳥地、起法興寺。

g (五年十月) 壬午、蘇我馬子宿禰、聞天皇所詔、恐嫌於己、

招聚儻者、謀弑天皇。

h (五年) 十一月癸卯朔乙巳、馬子宿禰、詐於群臣曰、「今日進東国之調。乃使東漢直駒、弑于天皇。是日、葬天皇于倉梯岡陵。

或本云、大伴續小手子、恨寵之衰、使人於蘇我馬子宿禰曰、「頃者有獻山猪。天皇指猪而詔曰、「如斯猪類、何時斷朕思入。」且於內裏、大作兵仗。於是、馬子宿禰、聽而驚之。

i (五年十一月) 是月、東漢直駒、偷隱蘇我嬪河上娘、為妻。河上娘、蘇我馬子宿禰、忽不知河上娘、為駒所偷、而謂死子宿禰女也。去。駒、汗嬪事頭、為大臣所殺。

j (推古十五年春二月九日) 戊子、詔曰、「朕聞之、曩者我皇祖天皇等宰世也、踰天踏地、敦礼神祇。周祠山川、幽通乾坤。是以、陰陽開和、造化共調。今当朕世、祭祀神祇、豈有怠乎。故群臣共為竭心、宜拜神祇。○甲午(十五日)、皇太子及大臣、率百寮、以祭拜神祇。

k 廿年春正月辛巳朔丁亥、置酒宴群卿。是日、大臣上壽歌曰、「夜酒瀾志斯、和餞於朋香瀾能、訶勾理摩須、阿摩能椰蘇河礙、異泥多々須、瀾蘇羅鳥瀾礼麼、豫呂豆余珥、訶勾志茂餞茂、知余珥

茂、訶勾志茂餞茂、訶之胡瀾弓、菟伽倍摩都羅武、鳥呂餞瀾弓、菟伽倍摩都羅武、宇多豆紀麻都流。」天皇和曰、「摩蘇餞豫、蘇餞

菟伽倍摩都羅武、宇多豆紀麻都流。」天皇和曰、「摩蘇餞豫、蘇餞

能古羅破、字摩奈羅麼、譬武伽能古摩、多智奈羅麼、勾札能摩差比、宇倍之訶茂、蘇俄能古羅鳥、於朋枳瀾能、菟伽破須羅志枳。」

1 (二十年)二月辛亥朔庚午、改葬皇太夫人堅塩媛於檢限大陵。

是日、誅於輕術。第一、阿倍内臣鳥、誅天皇之命。則奠靈明器、明衣之類、万五千種也。第二、諸皇子等、以次第一各誅之。

第三、中臣宮地連鳥摩侶、誅大臣之辭。第四、大臣引率八腹臣等、便以境部臣摩理勢、令誅氏姓之本矣。時人云、摩理勢、鳥摩侶、二人能誅。唯鳥臣不能誅也。

m (二十八年)是歲、皇太子島大臣共議之、録天皇記及国記、臣連伴造国造百八十部并公民等本記。

がある。これらからすると、馬子は外交、内政共に絶大な権限を持つて政治に当たっていたことが知られる。特にAのg、hに示した尼の派遣に関わる百濟使との応接は、崇峻天皇が服喪中だと考えても、大王のように専権的に事に当たっているように見える。内政でも用明天皇薨後、B・c、eのように彼の意向によって次の天皇が決められた印象がある。

聖徳太子との関わりの中で特筆すべきなのは仏教受容と寺院建立に関わる記事C。

a (敏達十三年)是歲、蘇我馬子宿禰、請其仏像二軀、乃遣鞍部村主司馬達等・池辺直氷田、使於四方、訪覓修行者。於是、唯於播磨国、得僧還俗者。名高麗惠便。大臣乃以為師。令度司馬達等女島。曰善信尼。又度善信尼弟子二人。其一、

「聖徳太子伝」における蘇我馬子像

漢人夜善之女豊女、名曰禪蔵尼。其二、錦織壺之女石女、名曰惠善尼。馬子独依仏法、崇敬三尼。乃以三尼、付氷田直与達等、令供衣食。經營仏殿於宅東方、安置弥勒石像。屈請三尼、大会設齋。此時、達等得仏舍利於齋食上。即以舍利、獻於馬子宿禰。馬子宿禰、試以舍利、置鉄質中、振鉄鎚打。其質与鎚、悉被摧壞。而舍利不可摧毀。又投舍利於水、舍利隨心所願、浮沈於水。由是、馬子宿禰、池辺氷田・司馬達等、深信仏法、修行不懈。馬子宿禰、亦於石川宅、修治仏殿。仏法之初、自茲而作。

b 十四年春二月戊子朔壬寅、蘇我大臣馬子宿禰、起塔於大野丘北、大会設齋。即以達等前所獲舍利、蔵塔柱頭。

c (十四年二月二十四日)辛亥、蘇我大臣患疾、問於卜者。卜者對言、「崇於父時所祭仏神之心也。」大臣即遣子弟、奏其占狀。詔曰、「宜依卜者之言、祭祠父神。」大臣奉詔、礼拜石像、乞延壽命。是時、国行疫疾、民死者衆。

d (十四年)三月丁巳朔、物部弓削守屋大連、与中臣勝海大夫、奏曰、「何故不肯用臣言。自考天皇、及於陛下、疫疾流行、国民可絶。豈非專由蘇我臣之興行仏法之歟。」詔曰、「灼然、宜断仏法。」丙戌(三十日)、物部弓削守屋大連、自詣於寺、踞坐胡床。斫倒其塔、縱火燔之。并焼仏像与仏殿。既而取所焼餘仏像、令棄難波堀江。是日、無雲風雨。大連

被雨衣。詞責馬子宿祢、与從行法侶、令生毀辱之心。乃遣佐伯造御室、喚馬子宿祢所供善信等尼。由是、馬子宿祢、不敢違命、惻愴啼泣、喚出尼等、付於御室。有司便奪尼等三衣、禁錮、楚撻海石榴市亭。天皇思建任那、差坂田耳子王為使。属此之時、天皇与大連、卒患於瘡。故不果遣。詔橘豐日皇子曰、「不可違背考天皇勅。可勤修乎任那之政也。」又發瘡死者、充盈於國。其患瘡者言、「身如被燒被打被摧、啼泣而死。老少竊相語曰、「是燒仏像之罪矣。」

e (十四年)夏六月、馬子宿祢奏曰、「臣之疾病、至今未愈。不蒙三宝之力、難可救治。」於是、詔馬子宿祢曰、「汝可独行仏法。宜斷餘人。乃以三尼、還付馬子宿祢。馬子宿祢、受而欲悅。嘆未曾有、頂礼三尼、新營精舎、迎入供養。
或本云、物部弓削守屋大連、大三輪逆君、中臣磐余連、俱謀滅仏法、欲燒寺塔、并棄仏像。馬子宿祢、靜而不從。

で、a高麗の還俗僧惠弁を師として三人の尼を出家させた記事の後に「馬子独依仏法。」とし、その文末に「仏法之初、自茲而作」とあるごとく、日本における仏教受容の最初は蘇我馬子であったとすることである。更にこの記事には、三人の尼を出家させたことが書かれ、前述のA・f「崇峻前紀(用明二年六月二十一日)」及び、g「同月」、h「崇峻元年是歳」記事で、彼女たちの受戒を百濟使に問い、依頼する記事とも関わって仏教興隆を実質的に行ってきたとする意識が見られよう。

さらに、B・d「用明紀二年夏四月乙巳朔丙午」の、用明天皇の病臥

の時の「朕思欲歸三宝。卿等議之。」に対して「可隨詔而奉助。」とするのは、敏達十三、十四年記事C・c、eで自らの病も仏像崇拝によって治癒したとする記述と対応させていると思われる、用明天皇の病氣平癒を祈願しての発言と受け取られるように書かれる。するとそれに反対した守屋は用明天皇の寿命を約めた責めを負うことになる。少なくとも用明天皇に対しては大王家側に立つて発言、行動する馬子の印象がある。

その際、守屋による仏教破却記事で注目すべき点は、一つは敏達が「灼然、宜断仏法。」と許可を与えたとする点、と、天皇の勅によるからか、「由是、馬子宿祢、不敢違命、惻愴啼泣、喚出尼等、付於御室。」と全く無抵抗に守屋の蹂躪を受けていることであろう。守屋との間の力関係をも示すものと見て良いか。その際に冒頭で考えたように馬子の「日本書紀」初出と物部守屋のそれとの差異から考えられる年齢差が一因となるのかもしれない。前後に馬子が病氣であったことを記す記事があるのでそれに因るかとも考えられよう。

もう一つの関心事は所謂守屋合戦で、遠因として敏達天皇の誅での、(敏達天皇十四年)秋八月乙酉朔己亥、天皇病弥留、崩于大殿。是時、起殯宮於広瀬。馬子宿祢大臣、佩刀而誅。物部弓削守屋大連、听然而咲曰、「如中獵箭之雀鳥焉。」次弓削守屋大連、手脚搖震而誅。馬子宿祢大臣咲曰、「可懸鈴矣。」由是、二臣微生怨恨。

とする守屋との確執が挙げられるだろう。ついで先に見た用明天皇の詔B・d「朕思欲帰三宝」に対する守屋との対立が見られる。先の仏法破却も当然、そうした対立の因であり、仏法護持者蘇我馬子と排仏者物部守屋の対立という構図が明らかである。そこには伏線として大王側の馬子と反大王守屋という構図もあるのかもしれないが、守屋合戦の主導者は馬子であり、聖徳太子は他の皇子たちと共に参戦していたのであって、主導者ではなかった¹⁵。

ついで、蘇我馬子の評価に関わって崇峻天皇弑逆問題が挙げられる。

五年冬十月癸酉朔丙子、有獻山猪。天皇指猪詔曰、「何時如断此猪之頸、断朕所嫌之人。」多設兵仗、有異於常。

紀では崇峻天皇が「断朕所嫌之人。」といい、「多設兵仗、有異於常」という状況であったので、やむを得ず馬子が東漢駒をして崇峻天皇を殺害せしめたとの印象を残す。しかし同時に、「推古前紀」では「卅九歳、當于泊瀬部天皇五年十一月、天皇為大臣馬子宿禰見殺。」と記している、馬子が崇峻天皇を殺したことも歴然とさせていた。

しかし同時に「推古紀」三十四年夏五月戊子朔丁未条の、馬子の薨去記事で、「性有武略、亦有辨才。以恭敬三宝」とすることは、最終的な『日本書紀』における馬子の評価と見て良い。このことは中大兄王や中臣鎌子たちによる蘇我入鹿暗殺事件の原因が入鹿自身にあって、それ以前から蘇我氏の専横が続いた結果だとはしていないことを表している。少なくとも馬子による崇峻天皇弑逆は後世の入鹿暗殺に関わって

「聖徳太子伝」における蘇我馬子像

記述されない。孝徳天皇大化元年八月八日癸卯の詔勅、

於磯城島宮御宇天皇十三年中、百濟明王、奉伝仏法於我大倭。是時、群臣俱不欲傳。而蘇我稻目宿禰、独信其法。天皇乃詔稻目宿禰、使奉其法。於詔語田宮御宇天皇之世、蘇我馬子宿禰、追遵考父之風、猶重能仁之教。而餘臣不信。此典幾亡。天皇、詔馬子宿禰、而使奉其法。於小墾田宮御宇天皇之世、馬子宿禰、奉為天皇、造丈六繡像、丈六銅像。顯揚仏教、恭敬僧尼。朕更復思崇正教、光啓大猷。故以沙門狛大法師、福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、僧旻、道登、惠隣、惠妙、而為十師。別以惠妙法師、為百濟寺々主。此十師等、宜能教導衆僧、修行釈教、要使如法。凡自天皇至于伴造、所造之寺、不能營者、朕皆助作。今拜寺司等与寺主。巡行諸寺、驗僧尼・奴婢・田畝之夷、而尽頭奏。もこれを物語る。

三 『伝暦』における記述

聖徳太子の伝記であるので、『日本書紀』では聖徳太子と関わっていない事を含め、敏達紀から推古二十九年までの多くの事跡が聖徳太子の行ったこととされる。

蘇我馬子は、大臣と記されるが、大勢の中の一人として大臣以下という表現がある。大臣によつて臣下を代表させる記述である。太子誕生の場面「三日ノ夕ハ、天皇、宴ヲ設テ、物ヲ群臣ニ賜フ。七日ノ夕ハ、皇后、宴ヲ設テ、物ヲ後宮ニ賜フ。大臣已下、相ヒ次ヒテ饌ヲ献ル。之ヲ産養ト偁ウ。」などはその典型であらう。

「伝暦」では、(大王) 聖徳太子—馬子の関係が見られる。例えば仏教受容の敏達十三年記事は以下のようなものである。

十三年、甲辰、秋九月、弥勒ノ石像一軀今、百濟之元興寺。敏達ニ在リ。百濟国ヨリ将来セリ。蘇我大臣、其ノ仏像ヲ勸請シ、並ニ幡磨国ニ、狛ノ僧、慧便之還俗セルヲ覓メ得テ、乃以テ師ト為。更ニ三ノ尼ヲ度スニ、仏ノ殿ヲ宅ノ東ニ當リテ、弥勒ノ石像ヲ安置シタテマツリ、三ノ尼ヲ屈請シテ、大会ノ齋ヲ設ク。亦タ仏ノ殿ヲ石川ノ宅ニ構ヘ立テ、毎ニ到リテ敬礼シタマフ。此ノ時ニ司馬達等、仏舍利ヲ齋食ノ上ニ得タリ。是レ、蘇我大臣、並ビニ達等、深ク仏法ヲ信ジテ、修行スルコト、懈ラ不ルニ由テナリ。是ニ於テ、太子時時、大臣之寺ニ微行シテ、花ヲ散ジ供養シタマフ。密ニ大臣ニ命ジテ曰ク、「吾昔修行シテ、数十身ヲ歴シカトモ、万分ガ一モ、未ダ済求スルコトヲ得ズ。君ガ始テ貴ブコト、功德測リ難シ。譬ヘバ虚空ノ、思量ス可ラ不ルガ如シ。吾幼稚ナリト雖ドモ、願ハクハ以テ紹隆シテ、君ガ与ニ縁ト為、善知識ト為テ、如来ノ教ヲ伝ヘテ、正旛ノ蓋ヲ建テン。」大臣謹テ奉タマハテ、敢テ惰緩セ不。

傍線の如く十三歳の太子が馬子の行為を評価するのであり、翌年の造寺記事では建立された塔について、

「是レ仏舍利之器也。舍利ヲ置カ不レバ、塔ト為ルコトヲ得不。釈迦如来滅度之後、碎骨ノ舍利、感ニ応ジテ出デタマフ。是レ如来ノ外家ニ加シタマフナリ。聖人遠カラシヤ。大臣、舍利ヲ安カ不レバ、此ノ塔必ズトレナン。」

と太子が言ったのに対し、

大臣、之ヲ聞テ、舍利ヲ感ゼンコトヲ謀ル。三七日ノ後ニ、齋食之上ニ、舍利一枚ヲ得タリ。大サ胡麻ノ如シ。其ノ色紅白ニシテ、紫ノ光、四ニ周レリ。

と仏塔の心礎には舍利を置くべきであることを教化し、馬子はそれを受けて感得することになる。「書紀」敏達紀では馬子の主催した大齋会で舍利を感得したのは司馬達等であり馬子はそれを献じられたのであるが、「伝暦」は十三歳条に司馬達等による舍利感得を記して記事が重複する。

伝承の揺れがあったか、あるいは馬子の位置づけの移動を意味するのかもしれない。もともと馬子独自の仏法崇拜であり、聖徳太子が関わったものではないからである。聖徳太子の仏教についての造詣の深さを示すために、塔について、あるいは舍利について太子の意見が示され、それに従つて新たに舍利感得がなされることになったのであらう。

しかも、

是ニ於テ、国ニ疫疾有リ。民死スル者衆シ。三月ニ、物部弓削大連

中臣勝海連等、奏シテ曰ク、「先ノ天皇従リ、陛下ニ至ルマデ、疫疾未ダ息ズ、人民絶ヘヌ可シ。良ニ蘇我臣等ガ、仏法ヲ興行スルニ由レリ。」詔シテ曰ク、「灼然ケシ、宜ク仏法ヲ断ツベシ」ト。太子奏シテ曰ク、「二ノ臣未ダ因果之理ヲ識ラズ。善ヲ修スレバ福至リ、惡ヲ行ヘバ禍来ル。是レ自然ノ理、如来ノ教也。児聞ク、古ノ聖人ハ、大ナル災ニ勝シガ、故ニ唐旱殷水ノ事有リ。今ノ疫疾モ、徳ヲ以テ除ク可シ。何ゾ更ニ將ニ興セントスル之法ヲ滅シ、能ク將ニ死セントスル之命ヲ免レン耶。二ノ臣、如今、必ズ天ノ禍ヲ蒙リナン。」

とあつて、守屋らの仏教破却の提案に対して敏達天皇は「書紀」と同じように勅許を出す、陪席していた聖徳太子が異見をだしたとしているところに大きな違いがある。それでも守屋による仏法破却は勅に従つて行われ、馬子に関しては何らの抵抗の記述もない。あるいは「書紀」同様、前後に馬子の病氣記事があるので、馬子は病中にあつて制するこゝとができなかつたかの印象を与えるものか。「伝暦」ではもはや馬子と守屋の年齢的な序列は記述されない。

続く所謂守屋合戦では、太子は諸皇子と共に軍の後ろにいたはずだが、その主導性が現れてくる。守屋を射殺したのは、

太子、舍人跡見赤梶ニ命ジテ四天王之矢ヲ放タシメタマフニ、大連ガ胸ニ中リヌ。倒ニ木ヨリ墜ツ。

とある如く、太子の舍人跡見赤梶であり、太子の命を受けたものであつた。さらにその前に守屋もまた、

「聖徳太子伝」における蘇我馬子像

此ノ時ニ大連、大ナル榎ノ木ニ登テ誓テ「物部府都大明神之矢」トイヒテ放タシムルニ、太子ノ鎧ニ中ル。

と太子を目掛けて矢を射ていて、相対的に守屋合戦における聖徳太子の比重が高くなり、逆に蘇我馬子の主導した合戦であるとの意識は薄くなつていく。¹⁹

それに対して馬子による崇峻天皇弑逆は一層馬子の行状としてはつきりしてくる。崇峻天皇が聖徳太子に馬子の無礼を語るところから始まるからである

五年、壬子、春二月ニ、天皇密ニ太子ニ勅シテ曰ク、「天ハ尊ク地ハ卑シ。貴賤ノ位ナリ。君ハ南面シ、臣ハ北面ス。是レ理之常也。而ルヲ蘇我臣、内ニハ私ノ欲ヲ縦ニシ、外ニハ詐リ鎔ルニ似タリ。初テ如来之教ヲ興スルコト有リト雖ドモ、和順、忠義之情無シ。汝以ヘラク為ヘリ何ン。」

とある。そこには天皇は尊く臣下は卑しいとする見方がある。一方で「初テ如来之教ヲ興スルコト有リト雖ドモ、和順、忠義之情無シ。」と臣下としての馬子が問われる。この規範は「書紀」の対応する記述には見られない。聖徳太子ですら「如今大臣ヲ、驕臣ト謂ツ可シ。」と否定的に捉え、崇峻天皇に対して忍辱波羅蜜を修行するように説く。いよいよ馬子の天皇に対する無礼が明らかとなる仕組みである。そして馬子に対しては馬子が暗殺実行者東漢駒を刺し殺した後に、これを聞いた太子が「君ヲ弑セル之名、此ノ誠有リト雖ドモ、千載之後モ、之ヲ雪ムルコト能ハ

不」と評してその行為を非難する。

ところが推古天皇の時には太子は摂政皇太子として大臣馬子と多くのことを共同で行うことになる。例えば推古二年の三宝興隆の詔勅は、

春二月朔二、皇太子及び大臣ニ詔シテ、三宝ヲ興隆セ令ム。

とあるように聖徳太子と馬子に発せられるし、推古十五年秋九月の太子の池、堤を作る建言は、

天皇大ニ悦テ、大臣ニ勅シテ行ハシム。

として、馬子によって実現される。推古二十年に百濟から渡来した味摩之への課役免除は太子から馬子に伝えられて実現する。

推古二十一年癸酉冬十一月の記事は、聖徳太子と馬子の関係をよく示す例である。太子が達磨と思しき飢人と言葉を交わし、衣類を与え、あまつさえその死に厚葬を以てしたとの批判が、

時ニ于テ大臣、馬子宿祢、七ノ大夫等、皆譏リタテマツリテ曰ク、
「殿下ノ聖徳測リ難シ。妙跡迷イ易シ。道ノ頭ノ飢人ハ、是レ卑賤ノ者ナリ。何ヲ以テカ馬ヨリ下テ、彼与相ヒ語り、復タ詠歌ヲ賜ヒ、其ノ死ニ及テ、無状ク厚ク葬リタマフ。何ヲ以テカ能ク天下ノ、大夫已下ノ臣ヲ治メタマフベキ。」

と七人の大夫と大臣とによって行われた。聖人太子と対比される俗人の頂点にあるのが馬子なのである。しかしてその馬子の知識は、推古二十五年の太子の勝鬘經講経を、

大臣奏シテ曰ク、「儲君之講ゼシ所ノ、妙経ノ義理、微ニ入り機ヲ出

テ、内ニ通ジ外ヲ該ネ不トイフコト莫シ。漢后夢ニ像飛テ東ニ去ルト見ル。其ノ道、人ニ因ル。之ヲ知ルコト今ニ在リ。伏シテ惟レバ、陛下、聖、通ゼ不トイフコト無ク、情、兼ネ不トイフコト無シ。西方ノ大聖、妙義甚深ナリ。殿下、口ヲ開キ舌ヲ吐キタマヘバ、金ノ声シ玉振ウ。末劫ノ衆生、化シテ浄土ニ登リ、五濁惡世、還テ儂法ト為ラン。不可思議之功、不可思量之勞、酬ヒ不ンバアル可カラ不。徳トシテ答ヘ不トイフコト無シ。謹テ敢テ申聞ス。」

と評価し、賛嘆する発言として現れ、他の諸臣下や推古天皇よりも良く仏法を理解するものとして描かれるのである。

その微妙な位置は墓去記事にも見られよう。

「太子像ヲ画ヒテ、自ツカラヲ其ノ前ニ跪ケル之絵ヲ、吾ガ墓ノ前ニ張テ、衆人ニ觀セ令メヨ。」

と遺言したとあって、太子の前に跪く馬子の絵をその墓の前に掲げて衆人に見せしめよというのである。既に太子は五年前に亡くなっており、この行為が示すところは改めての太子賛嘆の意味ではない。

四 文保本『聖徳太子伝記』の叙述

『伝暦』がどこに成立基盤を持っていたのかは不明としかいえない¹⁵⁾。少なくとも中世には南都でその注釈行為が盛んであったらしいことは

肯んぜられる。橘寺法空の「平氏伝雜勘文」(正和三年・一三二四)、同「上宮太子拾遺記」、常樂寺聖云「太鏡鈔」、「太鏡底容鈔」、「太鏡百鍊鈔」、法隆寺重懷「太子伝見聞記」(延文五年・一三六〇)、法隆寺訓海「玉林抄」(文安四・一四四七)などによつて「伝暦」注釈の世界がかいま見られよう。

一方、夙に「障子伝」¹⁶を持つた四天王寺は、「伝暦」の影響下にありながら、それらと異なつた太子伝を鎌倉最末期の太子信仰高揚期に作り出した。文保本太子伝と呼ばれる一群がそれで、大きく二種に分けられよう。他に「万徳寺藏本太子伝」も四天王寺の流れの中にある¹⁷。該本も異本を採用したらしい十六歳条を除けば内容的には殆ど文保本と同じである。

文保本太子伝の一例を醍醐寺本¹⁸によつて見る。

新たに付加された聖徳太子の事跡は太子十歳にある。この記事は「書紀」¹⁹「伝暦」よりも大げさな記事となつており、敵が強ければ強いほどそれを制する太子はより高い評価となることを示したもので、²⁰「日本書紀」²¹「伝暦」がいずれも敏達天皇の行為として記したものである。「伝暦」は、

天皇、近ク太子ヲ召シテ詔シテ曰ク、「汝ガ意ニ如何。」太子奏シテ曰サク、「小兒、何ソ國ノ大事ヲ議ルニ足ラン。然レドモ今、群臣ノ議ル所ハ、皆衆生ヲ滅ス事也。児ガ意ニ以ヘラク先ヅ魁帥ヲ召シテ、重キ教諭ヲ加ヘテ、其ノ重キ盟ヲ取テ、放シテ本洛ニ還シテ、加重

「聖徳太子伝」における蘇我馬子像

禄ヲ賜テ、其ノ貪性ヲ奪ヒタマヘト為ヘリ。」

との太子の發議によつて敏達天皇が行つたとする。ところが文保本では、彼千島荒夷共有²²四人、大將軍、召²³具²⁴數千萬億軍兵、責登也、爾時王城大和國城上郡²⁵三輪郷古蒙村泊瀬河辺磯城島金刺宮也、彼夷大勢自²⁶東山東海兩道²⁷責上²⁸、幾千万億トモ更不知²⁹其數、先陣已大和國三輪山北城戸峯³⁰ニ陣ヲトレハ、後陣未³¹出³²遣奥州石開³³、石踏³⁴、秋田城³⁵ト云ヘリ、実天下³⁶大事極³⁷於此³⁸。

と、まず大軍であること、大和盆地の東側、三輪の北城戸峯まで侵入してきたと誇張される。敏達天皇の敷島金刺宮は桜井と考えられていたから宮城程近くに侵入されたと記すのである。その事態に対して先例を挙げ対策を上奏したのは小野妹子であつた。

人王十二代景行天皇御宇有³⁹東夷乱逆⁴⁰、而依⁴¹神力帝德⁴²國不⁴³傾、悉被⁴⁴誅⁴⁵彼凶党⁴⁶、其後新羅百濟⁴⁷戎共責來事難⁴⁸及⁴⁹度々⁵⁰、西國ニシテ滅亡シ、不⁵¹近⁵²中國⁵³、勘⁵⁴上代⁵⁵雖⁵⁶有⁵⁷東夷西戎之難⁵⁸、未⁵⁹聞⁶⁰王城之乱入⁶¹、今已彼夷共奉⁶²近⁶³皇居⁶⁴將⁶⁵及⁶⁶狼藉⁶⁷、諸國軍兵無⁶⁸有⁶⁹馳參⁷⁰、以外火急之御大事也、所詮忍奉⁷¹成⁷²行幸於他所⁷³、我等楯⁷⁴籠⁷⁵王城⁷⁶相⁷⁷對⁷⁸彼東夷大將軍⁷⁹、致⁸⁰粉骨合戰⁸¹忽⁸²欲⁸³決⁸⁴雌雄⁸⁵、且神之冥助、且帝之威德、何不⁸⁶對⁸⁷治⁸⁸彼逆賊⁸⁹哉

帝の行幸を前提としての、臣下の籠城と抗戦によつて勝てるとするものであり、神の冥助と帝威が日本を特化するものであるとの考えが示される。それに従つて敏達天皇は三種の神器とともに稻刈山の奥の谷に逃れ

たとする。そこで敏達天皇が随従していた太子を呼んで対策を問うと太子は、先ず彼ら蝦夷を「形同鬼神力用自在也」と規定し、毒の矢を射ること、霧を降らす術を持つことなどを示して、合戦の困難なことを論じ、

吾承群臣僉議皆是罪業之根源、乱国之計略不可然也、蒙御許阿兒只一人赴彼夷城、以神力責出彼大將軍。相尋其所存以仁恕和彼暴惡心、可定世間安否

とする。そしてその言の通り、「太子召具蘇我大臣計、騎白馬、向夷城」つたとする。

その後、太子は夷の投げた大石を鞭で砕いたり、放つ毒矢を鞭で合わせたり、あるいは降らした霧を晴らしたりして、彼らの術を破り、自らも箭矢を射て降伏させたとする。

太子が自ら三輪山まで出かけていって、蝦夷を鎮撫したということになつており、その時、馬子だけが唯一人随伴したというのである。若年の聖徳太子に随伴する馬子という構図がここに描かれている。

次いで、再々取り上げてきた太子十三歳の条の日本最初の寺院建立と舍利感得、並びに三尼出家がある。先ず寺院建立については、

其後太子勅化蘇我大臣、於大和国高市郡豊浦庄内令建立大伽藍也、

としていて、そもそも寺院建立が太子の勅化によるものであるとし、舍利感得ではもはや司馬達等の舍利感得は記されず、馬子の建立した塔に、

太子拝覽彼宝塔、勅蘇我大臣云、宝塔仏舍利靈器也、汝宜

專信心、折請仏舍利奉安置ト教化シ玉ケリ、大臣承專信心、三七日間持斎精進折請申ケリ、満願日、忽一粒舍利放金色光出、現飯上ケリ、

の如く、同じく太子の教化によつて馬子が感得したとし、それが真実の仏舍利であることも、

太子拝彼舍利給テ、押感涙告大臣云、吾先生於衡山多生間修行、仏道、顕奇特者希矣、汝已ニ功德成就之人也、自今以後、与汝結契為善友知識、共興業仏法、実是如来真骨也、

するもので、馬子が功德成就のものであり太子の仏法における善友知識として仏法興業しようという太子による馬子評価の発言は、本書における馬子の位置づけの一面を示す点で注目を要する。

三尼の出家も、

教化三人御乳母云

と太子がその乳母を勅化して出家させたとするのである。

続いて守屋による堂塔波却記事が書かれる。その破却に対して、

伝燈聖徳太子、本願蘇我ノ大臣、兩人ノ御心中ハ更ニ筆舌之所不逮也、

と、ここでは太子が馬子と共に仏法破却を嘆くことになる。その際、敏達天皇が、

天皇更無御許容、勅曰、夫前車之覆、後車之誠也、先帝時、汝父尾興大臣起惡見、彼如来奉行、故有諸天答、天火雨降、内裏燒

失^シ君臣^シ悩乱^セシ事、豈可^レ不^レ恐乎、亦可^レ不^レ慎哉トテ更^ニ無^ク御許^ニ也と守屋の仏法破却を容認してはいないことは注意を要する。守屋の側に大義名分が無くなつたからであり、代わつて符都明神の託宣を告げるとして、巫女に化した障碍神が第六天魔王に派遣され守屋をそそのかすことになる。

そのことは太子十六歳条の冒頭「四月比ヨリ、天皇依^テ守屋之呪咀^ニ臥^シ御惱ノ床^ニ玉ケレハ」とする守屋の用明天皇呪詛と共に、守屋合戦の主導者を馬子から聖徳太子へと書き換えていく一つの根拠になるのかもれない。仏法の日本への伝来の冒頭から深く理解し関わつたのは聖徳太子であり、馬子はその教化の下にあつたとすれば、主導者は聖徳太子となることになる。守屋合戦を取り上げた「一与守屋御合戦事」では、太子ニ有^リ四人^ノ大將軍^ニ、其交名、一^ハ小野ノ大臣[、]二^ニハ蘇我ノ大臣[、]三^ハ秦河勝[、]四^ハ迹見赤樹等也、

として、馬子は小野妹子や秦河勝などと共に主たる將軍と呼ばれることになる。先に見た聖徳太子と眷族の成立であろう。用明天皇の臨終場面、天皇既^ニ御臨終^近成セ玉ケレハ、召^シ蘇我大臣[、]小野大臣[、]被^テ昇起^シマシマシテ、太子ヲ御前近ク請^シタテマツリ、最後御対面アテ遺言シ玉ハク、太子常^ニ出家ノ御志見ヘ玉ヘリ、相架テ守^ニ朕力遺誠[、]不^レ可^レ有^ニ御出家[、]唯居^ニ公侯ノ位[、]助^テ王道^ニ興^ニ仏法^{玉フヘシ、}明年十七歳ニハ、御元服可^レ奉^ニ執行^{之旨}相存^{之処、}今日已^ニ終焉、不^レ違^ニ其本意^今生ノ恨唯在^ニ此事[、]次^ニ守屋力惡逆濫吹^{之至リ、}御

「聖徳太子伝」における蘇我馬子像

遺恨所^レ奉^レ察也、若令^レ誅玉ハ、軍ノ謀ヲハト^ト蘇我ノ大臣^ニ可^レ有^ニ内談[、]政道^与小野ノ大臣^ニ可^レ有^ニ評議^ト勅^定アテ、又勅^ニ蘇我小野ノ両大臣^ニ宣玉ハク、相架テ各代^テ朕能ク奉^レ覆^ニ太子^ニ給ヘト、苦ニ有^ニ御遺言^向西合^レ掌[、]依^テ善知識ノ僧ノ教化[、]閑唱^ニ弥陀名号^{玉ヘリ、}十念未^レ終^{紫雲聲^ニ虚空[、]異香宮室^ニ薰シテ端座遷化シ玉ケ}

り、

用明天皇は遺言で、軍事を馬子と内政を妹子と相談するようになっていて、聖徳太子の側近馬子の様相が見て取れる。

十九歳の加冠記事で、
手房^ヲ御役^{摩呂子}親王也、是依^ニ小野大臣ノ奏[、]左右ノ紙燭役人ハ小野大臣[、]蘇我大臣也、親王マサニ御髮ヲ剪^{ントシ}給ケル時、
と左右の紙燭の役として小野妹子大臣ともに関わることとも同様であるう。

問題の崇峻弑逆事件はこのように始まる。

太子廿一歳御時

春二月比、崇峻天皇宣^ニ蘇我ノ大臣^ニ云ク、朕有^ニ宮造ノ意[、]見^ニ勝地^{倉橋山ノ麓^{下居原^{有^ニ眺望^{造^ニ宮室^{於^ニ彼地^{花[、]郭公[、]月[、]雪[、]四季ノ興筵^ニ慰^レ心ト思^{如何ニ}ト勅玉ケレハ、蘇我ノ大臣謹^テ云ク、彼下居ノ原高山峙^ニ四方^ニ清風鳴^ニ万木[、]暁ノ月ノ光杳^{夕[、]日ノ影幽^{雖^レ有^ニ眺望^{地形不^レ平、}溪川荒ク漲^テ動有^ニ洪水ノ難[、]牛馬艱^{多ク}群臣ノ朝退可^レ有^ニ其勞煩[、]又臣聞ク、賢王不^レ調^ニ軒ノ茨[、]是}}}}}}}}

民ノ煩ヲ思食スニ依テナリ。亦文王ノ園ハ与レ衆樂ト見ヘタリ、一人縱雖レ誤ニ風月ノ興ニ群臣ハ定テ可レ愁ニ氷雪ノ難ニ、旁以不レ宜皇居、思食留玉ハ、可レ為ニ万民之悦也ト諫被レ申ケレハ、帝大ニ有ニ逆鱗、思食ス様ハ天命ニハ臣莫ニ敢違ト云本文アリ、而モ恣ニ進テ申ニ異義之條、甚以狼藉也、並レ肩守屋モ已ニ被レ誅、宅部穴穂部皇子先年貧而既ニ薨又、今ハ天下之所レ推、只蘇我ノ大臣也、怙ニ我之權威、輕ニ天之貴命、事奇恠也、貧而不レ諂者有レ之、富テ不レ驕者無レ之ト云本文、実有ニ其理ト思食合セ給テ、弥忿激シ給ケリ

崇峻天皇の遷都の勅に対して、馬子はその場所が不適切であること、遷都が民の煩いであることなどを挙げて諫止する。「伝暦」における崇峻天皇の発言を否定する役割を持つ。諫言する馬子に対して王の勅は絶対であるのに馬子は宅部皇子、穴穂部皇子が無くなって、驕臣となつていてと激怒する崇峻天皇には理が無いかのようである。ついで聖徳太子にも、夫天高ク地ハ下、是貴賤之定位也、君ノ詔ハ臣承ル是理致之常ノ方也。而モ蘇我ノ大臣ハ外崇ニ仏法ニ雖レ彰ニ信士之体、内望ニ王位ニ偏ニ含ニ驕慢之思、終成ニ朝敵ニ事不レ可レ有レ疑、殊ニ為ニ朕不忠ノ臣也、所詮欲レ誅レ之云何

と馬子が仏教を信じるといいながら驕慢の心があるとし、誅すべきであるとの論を展開する。

それに対し聖徳太子も、

誠是驕怠ハ小人之所レ為ニ君子之所レ惡也、次奉レ望ニ王位ニ事努々不レ可

レ叶、忝モ吾朝ハ天照大神之御子孫相統成ニ国主、故ニ東夷西戎モ不レ得レ傾、猶百王一百代之末マテモ、依ニ神明ノ加護ニ宝祚可レ固、何ゾ其臣下、而望ニ其王位、若シ強テ企ニ濫吹ニ天命不レ可レ逃。豈及ニ官誅乎、昔漢ノ高祖置酒、先封ニ侯、於雍齒ニ天下治矣。是レ為ニ其功多、不レ念ニ其旧惡之恩怨也、馬子縦ヒ一旦ハ雖レ奉レ忤朝旨、已ニ是レ累代ノ忠臣也。曷ソ容易誅レ之、唯以ニ仁心可レ有ニ御宥免也、又如來聖教ニ有ニ六波羅蜜、其中忍辱波羅蜜者能ク堪ニ忍、一切難事ニ之謂也、菩薩ノ不レ忘ニ其本地、万行ノ中ニ忍辱ヲ為ニ最上ト見ヘタリ、凡粟散国ノ王ハ皆是十善ノ菩薩之垂迹也。願起ニ深悲、恕ニ驕臣ニ玉ハ

と、先ず諫止する臣下について先蹤を引くのは、当然馬子の行為の正当化を目指すものである。それでも、天皇弑逆は許されざる行為であると、王位の絶対性を論じながら、累代の忠臣である馬子が勅定に背いたことで、誅するのではなく、仏法の教えの忍辱波羅蜜によつて忍ぶべきであると諫める。

それを聞き入れず、猪が献上されたときに「何、日如レ斬ニ此猪ノ子ノ頸、得レ斬ニ逆臣ノ頸」と衆人の前で安易に発言してしまつた崇峻天皇は、結局馬子の意を受けた東漢直駒によつて暗殺されてしまうのである。この事を太子は小野妹子に、

悲哉。帝不レ違ニ吾奉レ相ニ終ニ嬰ニ刃失レ命給事、先業ノ所感、雖レ無力眼前ノ無常哀御事也、又馬子未レ弁ニ仏法因果之道理、夫怨ヲハ

以^テ恩^レ報^{スル} 則^レ怨^レ不^レ止^シ 如^下以^テ乾^草消^カ盛^火因果ノ理必然ナリ、雖^レ有^ニ遲^速ノ不同^ニ、馬子争カ免^レ此^報乎^ヤ、

といい、馬子が仏法因果の道理を十分には承知していないとの見解を示す。さらに、駒に対しては、

直駒又已^ニ昇^殿悉^ク踏^ミ玉^台ノ上^ニ入^テ錦^帳ノ中^ニ無^レ情^奉害^ス天皇^ニ、其罪報忽^ニ酌^テ可^レ為^ニ順^現業^一也、

とその天皇弑逆の罪を断罪する。

馬子が教え上げる駒の三つの罪についても、

汝^二有^ニ三^答一、故放^ニ三^ノ矢^留汝^命一、一^ニハ汝^蒙帝^ノ御愛憐^ニ不^レ淺^而ル^ニ不^レ顧^朝恩^一内^ニ通^於我^答一、二^ニハ汝^奉害^ス天皇^事雖^レ用^ニ我^語一、実^ニ耽^ニ癡^欲也、吾^不忍^ニ一^念之^鬱憤^流布^一 万^代於^惡名^一 併^是汝^力答^一、為^ニ下^賤ノ身^一、穢^ニ上^宮ノ姫^一大^犯之^咎、不^レ可^レ赦

と天皇の絶対的優位をあげ、簡単に馬子の命を聞いて、馬子に天皇弑逆の汚名を着せたとする断罪の論理を挙げる。これに対して駒は、

抑^{大臣}被^レ行^三ノ答^ヲ於^直駒^ニ之^條、無^レ其^謂也、一^ニ内^ニ通^殿上^ノ清^談兼^テ依^レ有^ニ主^從之^契約^一、告^其身^ノ一^大事^欲令^三用^心事^無双^ノ忠^也、有^レ何^ノ答^一、二^ニ我^レ輒^ク奉^レ害^君ヲ流^布 大^臣之^惡名^事、御^辺八^天児^屋根^根尊^廿七^代ノ奕^葉、雖^ニ朝^廷ノ名^臣猶^当時^不顧^末代^ノ惡^名有^ニ逆^罪之^企一、直^駒ハ東^国ノ荒^夷、但^取弓^矢一^為業^一、不^明仁^義ノ道^一、何^ソ願^末代^ノ謗^難一、併^是御^方越^度全^ク非^我答^一、三^ニ河^上ノ姫^ノ事^ハ有^ニ入^火夏^ノ虫^一、有^ニ寄^笛秋^ノ鹿^一、

「聖徳太子伝」における蘇我馬子像

皆^依愛^欲ノ道^ニ不^レ知^レ失^レ命^一、畜^類猶^如此^一、況^於人^間一^貴賤^雖異^何無^ニ其^情乎^ヤ、於^此一^事強^テ不^レ可^レ陳

と、天皇絶対の論理を知らないかのような弁舌をする。馬子が矢で駒を射殺したとするそれまでの「太子伝」類とは異なり、

大臣^弥起^ニ大^惡念^一投^捨弓^箭自^大床^一飛^下、拔^太刀^一被^レ刎^直駒^首一^也、

とするのも、問答無用で駒を殺害する馬子の立場を強調するかのようである。

さらにこの章段の終わりに、

私^云、入^鹿ノ大^臣謀^叛ノ故^ニ鎌^子連^一門^三千^人自^害シテ成^五色^鬼王^一、飛^テ入^ニ黒^雲中^一此^罪報^也、甘^檉峯^嬰已^鈕也^一。

と入鹿の謀殺を記して、因果応報の結果とする。

太子卅五歳の秋七月に推古天皇の勅で行われた太子の勝鬘経講経では、馬子の太子讚歎は書かれず。四十四歳の法花経講経記事で、

天皇^復信^之餘^ニ布^三施^一 金^銀珠^玉綾^羅錦^繡等^一、不^レ知^其際^限、時^ニ蘇^我大^臣謹^テ奏^言ク、極^大乘^之御^嗟嘸^一、捧^大千^界猶^不足^一、七^珍万^宝ハ当^座之^旣弄^一、尽^未來^際重^宝ハ不^レ可^レ過^田地^一申^賜ケレハ、天^皇大^ニ有^ニ御^感一、又^布施^一 播^磨国^伊保^郡佐^勢庄^三百^六十^餘町^一、とあつて、推古天皇と同じように感嘆しているだけで、とりわけて理解しているとの表記はない。聖徳太子と馬子との距離は懸隔しているのである。

五 中世における馬子解釈

—『愚管抄』から『神皇正統記』まで—

「伝暦」では天皇弑逆者としての馬子と、仏法護持者としての馬子という二極に分かれる傾向が見えた。このことは仏教に関わった者たちの歴史認識の中で解釈困難な問題として提示されることになる。「愚管抄」³の関係記事を見ると、まず巻第一の「皇帝年代記」で、

卅三

一 崇峻天皇 五年 元年丁未戊申 六十七即位 七十二。

欽明第十五子。母小姉君娘。稻目大臣娘。

大和国倉橋宮。

后一人。御子二人。

大臣馬子如^レ前。

百済国ヨリ仏舍利ヲ渡ス。

此天皇ハ馬子大臣ニコロサレ給ヒニケリ。

卅四女帝

一 推古天皇 卅六年 元年壬子 癸丑イ 四十即位 御年 七十三或八十三。

欽明中女。敏達天皇ノ后也。母用明同母。大和小墾田宮。

大臣馬子如^レ前。卅四年五月薨。

蘇我蝦夷^ノ臣。同年任^ニ大臣^ト。号^ニ豊浦^ト。

崇峻コロサレ給テ相計テ位ニツケ奉ル。

馬屋戸ノ皇子ヲ東宮トス。世ノ政ヲアツケ奉ル。此東宮ハ用明ノ御子也。是聖徳太子也。太子十七ヶ條憲法ヲ書テ奉ル。冠位ノシナグ^レヲ被^ニ定置^ト。世中ノ事ヲシルシオカル。太子失給テ後、世ヲトロヘ民トモシト云ヘリ。

曆・天文ノフミ百済国ヨリ渡セリ。僧正・僧都此御時ニナシハジメラル。寺々僧尼ノ事ヲ定メラル。

として、はつきりと崇峻天皇弑逆が馬子による事を記し、巻三冒頭では、年ニソヘ日ニソヘテハ、物ノ道理ヲノミ思ツゞケテ、老ノネザメラモ ナグサメツ、イトゞ、年モカタブキマカルマ、ニ、世中モヒサシクミテ侍レバ、昔ヨリウツリマカル道理モアハレニオボエテ、神ノ御代ハシラズ、人代トナリテ神武天皇ノ御後、百王トキユル、スデニノコリスクナク、八十四代ニモ成ニケルナカニ、保元ノ乱イデキテノチノコトモ、マタ世継ガモノガタリト申モノモカキツギタル人ナシ。少々アリトカヤウケタマハレドモ、イマダエミ侍ラズ。ソレハミナタゞヨキ事ヲノミシルサントテ侍レバ、保元以後ノコトハミナ乱世ニテ侍レバ、ワロキ事ニテノミアランズルヲハバカリテ、人モ申ヲカヌニヤトロカニ覚テ、ヒトスチニ世ノウツリカハリオトロヘクダルコトハリ、ヒトスチヲ申サバヤトオモヒテ思ヒツゞクレバ、マコトニイハレテノミ覚ユルヲ、カクハ人ノオモハデ、道理ニソムク心ノミアリテ、イトゞ世モミダレヌダシカラヌコトニテノミ侍レバ、コレヲ思ツゞクル心ヲモヤスメント思テカキツケ侍也。

皇代年代記アレバヒキアワセツ、ミテフカク心ウベキナリ。

との歴史観を示し、

サテ仁賢ノ太子ニ武烈天皇ト申、イフバカリナキ悪王ノイデキテ、十二テ位ニツキ、十八マデオハシマシケレバ、群臣ナゲクヨリ外ノ事ナカリケルホドニ、皇子モマウケタマハデウセ給ニケレバ、國王ノタネナクテ世ノナゲキニテ、臣下アツマリテ越前國ニ応神天王ノ五世ノ皇子オハシマシケルヲ、モトメイダシマイラセテ位ニツケマイラセタル。繼体天王ト申テコノサキハヨリハ久シク廿五年タモチ給テ、トシゴロキナカニテ民ノ様ヲモヨクシロシメシテ、コノ御時コトニ國モヨクオサマリテ、皇子三人ミナ次第ニツカセ給ニケリ。安閑・宣化・欽明ナリ。アニ二人ハホドモナシ。欽明天皇ノ御時ハジメテ仏法コノ國ニ渡テ、聖德太子、スエニ御ムマゴニテムマレ給シヨリ、コノ國ハ仏法ニマボラレテ今マデタモテリトソミヘ侍ル。

仁德天皇八十七年タモタセ給テノチ、履中ヨリ宣化マデ十二代、無下ニ位ノ御治天下程ナシ、允恭ゾ四十二年久シクオハシマス。此十二代ノ間ニハ安康・武烈ナノメナラズアシキ御代ナリ。顕宗・仁賢ハ仁德ト宇治太子トノ例ヲオボシメシテメダケレドマタ程ナシ。コレヲハカリミルニ、一期一段ノヲトロフルツギメニコソ。人代ノハジメ成務マデ、サワクト皇子ノツガセ給テ正法トミエタリ。仲哀ハハジメテ國王ノムマゴニテツガセ給フ。神功皇后、又開化ノ

五世ノ女帝ハジマリテ、応神天皇イデオハシマシテ、今ハ我國ハ神代ノ気分アルマジ、ヒトヘ二人ノ心タゞアシニテオトロヘンズラントオボシメシテ、仏法ノワタランマデトモラセ給ケレドモ、代々ノ聖運ホドナクテ、允恭・雄略ナド王孫モツゞカズ、又子孫ヲモトメナドシテ、其後仏法ワタリナドシテ國王バカリハ治天下相応シガタクテ、聖德太子東宮ニハ立ナガラ、推古天皇女帝ニテ卅六年ヲオサメオハシマシテ、崇峻天皇コロサレ給フコトナドイデキナガラ世ヲオサメ、仏法ヲウケヨロコバザリシ守屋ノ臣ヲバ、聖德太子十六ニテ蘇我大臣ト同心シテ、タ、カヒウシナヒテ仏法ヲオコシハジメテ、ヤガテイマニイタルマデサカリナリ。

コノ崇峻天皇ノ、馬子ノ大臣ニコロサレ給テ、大臣スコシノトガモヲコナワレズ、ヨキ事ヲシタルテイニテサテヤミタルコトハイカニトモ、昔ノ人モコレヲアヤメサタシラクベシ。イマノ人モ又コレヲ心得ベシ。日本國ニハ當時國王ヲコロシマイラセタル事ハオホカタナシ。又アルマジトヒシトサダメタルクニナリ。ソレニコノ王ト安康天皇トバカリ也。ソノ安康ハ七歳ナルママコノ眉輪ノ王ニコロサレ給ニケルハ、ヤガテマユワノ王モソノ時コロサレニケレバйка、ワセン。ソノ眉輪モ七歳ノ人也。マ、コニテオヤノカタキナレバ、道理モアザヤカナリ。又安康ハ一定アニノ位ニツクベキ東宮ニテオハシマス、コロシテ位ニツキテ、ワツカニ中一年ノ程ニ眉輪ノ王ノチ、ヲモコロシテ眉輪ノ母ヲトリナドシチラシテ、アラハニドシタ、

カヒニテ、サルフシギモアリケレバ、コレハヲボツカナカラズ。此崇峻ノコロサレ給フヤウハ、時ノ大臣ヲコロサントオボシケルヲキ、カザドリテ、ソノ大臣ノ国王ヲコロシマイラセタルニテアリ。ソレニスコシノトガモナクテ、ツ、ラトシテアルベシヤハ。ナカニモ聖徳太子オハシマスオリニテ、太子ハイカニ、サテハ御サタモナクテヤガテ馬子トヒトツ心ニテオハシマシケルゾト、ヨニ心エ又事ニテアルナリ。サテ其後カ、リケレバトテ、コレヲ例ト思フヲモムキツヤノトナシ。

コノコトヲフカク案ズルニ、タゞセンハ仏法ニテ王法ヲバマモラズルゾ。仏法ナクテハ、仏法ノワタリヌルウヘニハ、王法ハエアラムマジキゾトイフコトハリヲアラハサンレウト、又物ノ道理ニハ一定輕重ノアルヲ、オモキニツキテカロキヲスツルゾト、コノコトハリトコノニヲヒシトアラハカサレタルニテ侍ナリ。コレヲバタレガアラハスベキゾトイフニ、觀音ノ化身聖徳太子ノアラハサセ給ベケレバ、カクアリケルコトサダカニ心得ラル、ナリ。其故ハ、イミジキ權者トハ其人ウセテノチニコソ思へ、聖徳太子イミジトハ申セドシ其時ハタゞノ人ニコソ思マイラセテアルガ、オサナクテサスガニオサナ振舞ヲモシテコソハオハシマスニ、ワズカニ十六歳ノ御時マサシク仏法ヲコロシケル守屋ヲウタル、モ、オトナシキ大臣ノ世ニ威勢アリテ、我身タリタル馬子大臣ノヒトツ心ニテサタセシコソ、太子ノセンノ御チカラニハナリニシカ。仏法ニ帰シタル大臣ノ手本

ニテコノ馬子ノ臣ハ侍ケリトアラハナリ。コノ大臣ヲ、スコシモ徳モオハシマサズタゞ欽明ノ御子トイフバカリニテ位ニツカセ給タル国王ノ、コノ臣ヲコロサントセサセ給フ時、馬子大臣仏法ヲ信ジタルチカラニテ、カ、ル王ヲ我がコロサレヌサキニウシナヒタテマツリツルニテ侍レバ、唯コノヲモムキ也。サラバ守屋ガヤウニ、コノ国ノ仏法ヲ令滅給フユエトテカクアレカシトイフベキハ、ソレハエサアルマジキ也。仏法ト王法トヲヒタハタノカタキニナシテ、仏法カチヌトイハン事ハ、カヘリテ仏法ノタメキズ也。守屋等ヲコロスコトハ仏法ノコロスニハアラス。王法ノワロキ臣下ヲウシナヒ給也。王法ノタメノ宝ヲホロボス故也。モノ、道理ヲタツルヤウハコレガマコトノ道理ニテハ侍也。

ツギニ世間ノ道理ノ輕重ヲタツルニ、欽明ノ御子ニテ敏達、推古イモウトセウトニテシカモ皇后ニテ推古天王ノオハシマス。イカニイモウトヲバ妻ニハシ給ヒケルゾト云コトハ、其比ナドマデハ是ヲハミカルベシト云事ナカリケルナルベシ。加様ノ礼義者ノチザマニ、コトニ仏法ナドアラハレテ後定ラル、也。其二神功皇后ノ例モ有。推古ノヤガテ御即位ハアルベキナリ。サレド用明ハ太子ノ御チ、ニテモトモシカルベシトテツギ給ヌ。サレド二年ニテ程ナシ。太子カクミ給ケン。ソノウエハ又崇峻ヲサエラルベキヤウナクテ、マタツギ給下、太子相シマイラセテ、程アラジ、兵ヤクモオハシマスベシ、御マナコシカ、也ナド申サレヌ。ソレヲ信ジ給デ、猪ノ子ヲ

コロシテ、アレガヤウニワガニクキ者イツセンズラント仰ラレヌ。
コノ王ウセ給バ、推古女帝ニツキテ太子執政シテ、仏法王法守ベキ
道理ノヲモサガ、其時ニトリテヒキハタラカザルベクモナキ道理ニ
テアリケルナリ。ソレヲコロシツル事ハ、コノ馬子大臣ヨキコトヲ
シツルヨトコソ、世ノ人思ケメ。シラズ又推古ノ御気色モヤマジリ
タリケントマデ、道理ノオサル、ナリ。コノ仏法ノカタ王法ノカタ
ノ二道ノ道理ノカクヒシトユキアヒヌレバ、太子ハサゾカシトテモ
ノモイハデ、臣下ノ沙汰ヲ御ランジケンニ、コノ道理ニオチタチヌ
レバ、サゾカシニテアリケルヨトユルガズ見ユル也。ソノスチニテ、
其後仏法ト王法ト中アシキ事ツユナシ。カ、レバトテ国王ヲオカサ
ントイフ心オコス人ナシ。コトガラハ又イマ^くシキコトナレバ人
コレヲサタセズ。若サタセント思ハ^ゞ、コノ道理アザヤカナリニテ
侍ケルナルベシト心エヌル也。コレニツキテ、馬子ニトガラ行ハレ
バ、コノ災ヲ常ノサイニモテナスニナランコト本意ナカルベシ。タ^ゞ
ヲシハカルベシ。父ノ王ノシナセ給ヒタルヲヲキテ、サタモセズシ
テ守屋ガクビヲキリ、多ノ合戦ヲシテ人ヲコロシテ、其後御サウソ
ウナドアルベシヤハ。仏道ヲカクフタギタレバ、ソレヲウチアケテ
コソヲクリマイラセメトオボシメシケン道理コソ誠ニ目出ケレ。権
者ノシヲカセ給コト又ワロキ例ニナルベシヤハ。サテ世ノスエニマ
タコレニタガハヌコトイデコバ、サコソハ又アランズランメ。太子
ノオハシマスラン世ニカ、ルコトハアルマジ。太子ノオハシマシナ

「聖徳太子伝」における蘇我馬子像

ガラ、カ、ルコトニテスギニシカバコソ、ソレガアシキ例ニハナラ
ネ。コ、ヲカク心ウベキ也。大方カウホドノ事ニ、トガナドヲヲコ
ナハレナバ、サハサルコトノアルベキカト世ノ常ノ因果ノ道理ナラ
ンコト道理カナハズ。中^くカ、ル国王ハ、カクナラセ給コソ道理
ヤトアレバコソ、コノ世マデモ沙汰ノ外ニテハ、アルコトナレ。
マメヤカノ道理ノ是ホドキハマラン時ハ、又イマモ^くヨロツハラ
ソルベキコト也。ヨノスエノ国王ノ、我玉体ニカギリテツヨ^くシ
カラズオハシマスハ、造意至極ノ、トガヲ国王ニアラセジト、大神
宮ノ御ハカラヒノ有テ、カヤウノコトハイデコヌソト心得ベキ也。

サテコノ、チ、臣家ノイデキテ世ヲオサムベキ時代ニゾ、ヨクナ
リイル時マデマタ天照大神アマノコヤネノ春日ノ大明神ニ同侍^{ヒテ}殿内^ニ
能^ク為^セ防護^ニト御一諾ヲハリニシカバ、臣家ニテ王ヲタスケタテマ
ツラルベキ期イタリテ、大織冠ハ聖徳太子ニツゞキテ生レ給テ、又
女帝ノ皇極天皇御時、天智天皇ノ東宮ニテオハシマス、二人シテ、
世ヲ、シヲコナイケル入鹿ガクビヲ節会ノニハニテ身ツカラキラセ
給ヒシニヨリ、唯国王之威勢バカリニテコノ日本国ハアルマジ、タ^ゞ
ミダレニミダレナンズ、臣下ノハカラヒニ仏法ノカヲ合テ、トオボ
シメシケルコトノハジメハアラハニ心得ラレタリ。サレバソノヲモ
ムキノマ、ニテ、今日マデモ侍ニコソ。

とする。先に見てきた如く『日本書紀』で馬子による崇峻天皇弑逆が確
定されている以上それをどのように整合的に説明するのが課題として

存在することになり、慈円は仏法優位とする王法と仏法の比重を基点にして説明しようとする。その結果仏法護持者である馬子は容認され、崇峻天皇については、「コノ大臣ヲ、スコシモ徳モオハシマサズタゞ欽明ノ御子トイフバカリニテ位ニツカセ給タル国王ノ、コノ臣ヲコロサントセサセ給フ時、馬子大臣仏法ヲ信ジタルチカラニテ、カヽル王ヲ我ガコロサレヌサキニウシナヒタテマツリツルニテ侍レバ、唯コノヲモムキ也。」とする。

これはかなり苦しい説明で、『日本書紀』崇峻元年是年記事に百濟から僧惠総らが仏舍利を獻じ、寺工、鉢盤博士、瓦博士、絵工などを送ってきたとあり、仏教受容が用明紀に続いて行われているのである。そのときの大王が崇峻天皇であつて、その裁許無くしてはこうした事柄は起こらなかった。よしんばこの記事で百濟使が会つてるのが馬子であり仏教護持の意志が馬子から発せられたものだと見ても、前提として奈良朝から中世までは『日本書紀』の記述は正しいものと考えることになっていくはずで、歴史的に用明や崇峻が大王でなかったかどうかは論の外にあり、大王の方針に則つて事が進められていると認知するはずである。こうしたことが起こっている時の大王が「スコシモ徳」のない大王と評されるのか。

殺害された天皇の事例を挙げて説明しようとする。他には安康天皇が継子の眉輪王に殺された事例があるだけだし、眉輪王は皇太子であつた父が殺され篡奪された結果であり、すぐに眉輪王も殺されたとする。

暗殺者は許されなかつたのである。ところが馬子はのうのうと生き推古天皇の代にも大臣で有り続けた。そこに王法と仏法との対比がなされ、仏法優位の結果、仏法護持者馬子が長らえたと説明するのである。鎌倉時代の諸作品において、どのように崇峻弑逆事件へ言及されるかも確認しておきたい。

「保元物語」「新院御謀叛并びに調伏の事付けたり内府意見の事」^⑤では、

崇峻、欽明第十二の御子、おほくのそのあにをこえて踐祚ありき。とし、「新院御経沈めの事付けたり崩御の事」に、

扱も新院讃岐への御下向み奉こそあはれなれ。御船中もいまくし。月卿雲客一人も候はず、唯あらけなき兵計ぞ参ける。遠異朝を訪に、昌邑皇賀は胡国に帰され、玄宗皇帝は蜀山に遷されき。吾朝を尋に、安康天皇は継子に殺され、崇峻天皇は逆臣に亡さる。十善の君、万乗のあるし、前世の宿業をば猶通給はざりけるにやとする。また「平家物語」通乗之沙汰^⑥には次のように取り上げられる。

普通乗といふ相人あり。宇治殿・二條殿をば、「君三代の関白、ともに御年八十と申たりしもたがはず。帥のうちののおとをば、「流罪の相まします」と申たりしもたがはず。聖徳太子の崇峻天皇を「横死の相在ます」と申させ給ひたりしが、馬子の大臣にころされ給ひにき。さもしかるべき人々は、必ず相人としもにあらねども、か

うこそめでたかりしか、これは相少納言が不覚にはあらずや。

おおよそは「愚管抄」の論理に拠っているとされるが、「保元物語」では兄たちを越えて即位した崇峻天皇「崇峻、欽明第十二の御子、おほくのそのあにをこえて踐祚ありき。」と輩行を論じ、「新院御経沈めの事付

けたり崩御の事」で、「扱も新院讃岐への御下向み奉こそあはれなれ。御船中もいまくし。月卿雲客一人も候はず、唯あられなき兵計ぞ参ける。」

とした後、中国における皇帝などの流浪の事例を上げ、「吾朝を尋に、安康天皇は継子に殺され、崇峻天皇は逆臣に亡さる。十善の君、万乗のあ

るし、前世の宿業をば猶遁給はざりけるにや」とし、蘇我馬子が逆臣であるとの論理を挙げ、崇徳上皇の配流が暗殺された天皇達と同じく前世からの宿業のしからしむるところであるとする。言い方を変えれば、蘇我馬子による崇峻天皇弑逆は崇峻天皇の前世に因があつたかの物言いで、

「平家物語」で、聖徳太子が崇峻天皇を相して「横死の相在ます」としたことが当たつて馬子に殺されたとして、宿因が相となつて現れていたと考えられるのだろう。こうした考え方は、論理的にはおこつてはならない天皇弑逆が、歴史的事実としてあることに對して、天皇でさえも逃れられない宿因に拠るものであるとして、現実の状況を受け入れようとする。「前世の宿業」によつて殺されたのだとする。

その他に、「水鏡」も此の事を記述するが、「伝暦」記事をほぼ踏襲する。「水鏡」の駒の陳述に「弓矢取身トシテ後斟酌ヲシテ。現在ニ我王ノ命ヲ害セント計給事ヲ。主ニ知セシメ奉ヌ様ハ如何候ベキ。駒ガ過ニ

「聖徳太子伝」における蘇我馬子像

非ズ候。次ニ第二ノ事ヲ陳ジ申ニハ。駒ハ身下賤ナリト云ヘ共。何ジカハ大臣ノ仰ヲ駒ニ蒙シメ給シニヨリテコソ。御門ヲバアヤマチ奉シニテハ候ヘ。是又駒ガ過ニ非ズ。」とあるのは、武人の論理を示しているようにも思われる。

これら論理は、「文保本太子伝」の崇峻を悪王とし、馬子を諫臣とする「文保本太子伝」の記述に繋がってくる。先の「伝暦」では、単に「和順、忠義之情無し」としただけであり、「愚管抄」のように、天皇を臣下が弑逆するのにはそれなりの正当な理由があるのだとする認識はない。「愚管抄」の認識に基づいて、整合される正当な理由として遷都説話を付加したのが「文保本太子伝」なのである。

文保本とほぼ時を同じくする「神皇正統記」中巻³³では次のようである。

第三十三代、崇峻天皇ハ欽明第十二ノ子。御母小姉君ノ娘。コレモ稲目ノ大臣ノ女也。戊申年即位。大和ノ倉橋ノ宮ニマシマス。天皇横死ノ相ミエ給。ツ、シミマスベキヨシヲ厩戸ノ皇子奏給ケリトソ。天下ヲ治給コト五年。七十二歳オマシクキ。

或人ノ云。外舅蘇我ノ馬子大臣ト御中アシクシテ、彼大臣ノタメニコソサレ給キトモイヘリ。

ここでは歴史的事実そのものが拒否されているかのようである。同じ天皇弑逆事件である安康天皇の事件は、「神皇正統記」上巻に、

第二十一代、安康天皇ハ允恭第二ノ子。御母忍坂大中姫、稚渟野毛

二派ノ皇子応神ノ御子女也。甲午年即位。大和穴穗宮ニマシマス。
 大草香皇子ヲ仁徳御子コロシテ其妻ヲトリテ皇后トス。彼皇子ノ子眉
 輪王ヲサナクテ、母ニシタガヒテ宮中ニ出入シケリ。天皇高樓ノ上
 ニ酔臥給ケルヲウカグヒテ、サシコロシテ、大臣葛城ノ円ガ家ニ
 ゲコモリヌ。

此天皇天上ヲ治給コト三年。五十六歳ヲマシクキ。

とある、眉輪王の誅殺は書かれず安康天皇の暗殺のみが書かれ、必ずしも暗殺自体を否定するものでもなさそうなのである。

六 まとめ

中世に至って、天皇の実際の地位とその論理的地位との差異が甚だしくなつたであろうことは論を待たない。一方論理的地位からの言及も目に付いてくるのが中世であろう。天皇が関与したかしないかにかかわらずその社会事象の責任を一身に負うという論理もその一つと思われる。『日本書紀』レベルでは未だ大王家と臣連の豪族との間にそれほど大きな差異はなかつたものと考えられる。

『伝暦』時点では論理的差異は少しく広がつたのであろう。もはや貴族全体が雲上人という範疇を形成して、そこは権謀術数の世界であつて、力の論理が成り立つ単純な世界ではなかつたのである。それが武士集団の登場とともに別の論理、別の倫理が形成され二重構造を持つに至つ

たと考えられる。天皇の論理的地位の認識は、そうした構造の中では必ずしも絶対的な意味を持つものではなく、直接の主従関係に重きが置かれる様相が見て取れよう。文保本『聖徳太子伝記』では聖徳太子の臣下としての小野妹子、秦河勝、跡見赤禰などが、天皇家あるいは当時の政権との直接関係とは捉えられず、聖徳太子との関係の中でのみ把握され、蘇我馬子もそうした中の一人、聖徳太子を取り巻く諸臣下の一人、聖徳太子の後見人の一人としての位置づけがされている。

そのことは、蘇我馬子が日本における最初の仏教受容者であり、最初に女性を出家させたものであるという『日本書紀』における位置づけを覆すものであり、『伝暦』から徐々に見えてきた聖徳太子の教化を受ける存在という位置がより明確にされてきたことを意味しよう。

聖徳太子と眷属という形で表現される絵画の中での蘇我馬子はまさしく聖徳太子に従属する臣下以外の何者でもない。それも聖徳太子が幼少の時からずっと後見として付き添っている臣下と考えられ、そこでは崇峻天皇を自ら仕える対象と認識しない論理が見え隠れしよう。先の中世の太子伝以外の文献に見られる崇峻弑逆に関わる認識は、天皇も含めて何らかの大きな動き、それは個人的には宿因という事になるのだろうか、そうした動きに支配されているのであつて、その運命からは逃れられないとする意識が読みとられよう。その運命を更に増幅させるのが、遷都などの恣意的な政策を行おうとすることで、天皇であつてもそうした行為はとがめられるものと認識されるのであろう。そういえば、仏教

を否定した欽明天皇、物部守屋の仏教破却を止められなかった敏達天皇はそのことよって崩御したという論理も同じ規範の中にはいるのであろう。

本稿は、二〇〇二年九月一四日に龍谷大学で行われた仏教文学会本部例会での口頭発表に加筆訂正をしたものである。例会上御教示を賜った方々に謝意を申し上げる。

注

- (1) 「聖徳太子尊像集成」(石田茂作、講談社、一九七六・二)、「真宗重宝聚英 第七卷 聖徳太子絵像 聖徳太子木像 聖徳太子絵伝」(信仰の造形的表現研究委員会、同朋舎、一九八九・二)に多くの事例が載る。
- (2) 前掲「聖徳太子尊像集成」
- (3) 二〇〇一年一月～五月、東京・大阪・名古屋、「法隆寺展」図録(奈良国立博物館監修、日本経済新聞社)。
- (4) 二〇〇一年～二〇〇二年、東京・大阪・名古屋、「聖徳太子展」図録(東京都美術館・大阪市立美術館・名古屋博物館・NHK・NHKプロモーション、NHK、二〇〇一・一〇)。
- (5) 同右図録。その他に「真宗重宝集英」高僧連座像などに多くの写真が見られる。
- (6) 「聖徳太子伝暦」(以下「伝暦」と略称。底本は日中文化交流研究会編「文明十六年書写東大寺図書館蔵『聖徳太子伝暦』」、桜楓社、一九八七、真版による。訓読は同書に依拠しつつ私に改めた。)の敏達天皇五年秋八月条末の割注に
外書ノ師ハ、博士学架等、内典ノ師ハ慧慈、高麗 之人也。
とある。

「聖徳太子伝」における蘇我馬子像

慧慈(惠慈)は同「伝暦」推古天皇三年五月条に「高麗ノ僧慧慈、百濟ノ僧慧聡等化来タレリ。此ノ両ノ僧ハ弘ク内外ニ涉ツテ、尤モ釈義ニ深シ。」とある。

(7) 日羅は「伝暦」ですでに敏達天皇十二年に來朝した百濟僧日羅は聖徳太子の前生の弟子であったとされ、聖徳太子を拝して、「敬礼救世觀世音、伝灯東方粟散王」と称えたとされる。拙稿「聖徳太子伝」の日羅渡來説話について(「中京国文学」6、一九八七・三)でその展開について論じた。

阿佐太子は推古天皇五年に來朝し、太子を拝して「救世大悲觀音菩薩、妙教流通東方日国、四十九歳伝灯演説、大慈大悲敬礼菩薩」と称えたとする。彼もまた前生で弟子であったとする。この敬礼の文言が太子信仰の中で太子讚歎の文として記述された。

(8) 注(6)書。

(9) 小野妹子像の変遷について別稿を予定。

(10) 以下の引用は岩波旧大系本「日本書紀下」の電子版(国文学研究資料館のホームページデータ)による。引用に際し、漢字の訂正など、旧大系本によったところがある。傍線は論者(一)に入れたのは、私に補ったものである。

(11) 拙稿「聖徳太子伝」における乳母」上(「東海仏教」四七、二〇〇二・三)、下は同誌四八(二〇〇三・三)掲載予定。

(12) 拙稿「聖徳太子伝における敏達天皇像」(「東海仏教」四〇、一九九五・三)。

(13) 守屋合戦については松本真輔氏「聖徳太子は殺生を嫌ったのか」「聖徳太子伝暦」が描く二つの太子像」(二〇〇二年二月七日「寺社縁起研究会・関東支部・第35回例会」口頭発表)に取り上げられる。

(14) 注(13)松本説。

(15) かつてたなかしげひさ氏は「四天王寺僧の聖徳太子伝撰述―仏教史書の本質について―」(「聖徳太子研究」第六号一九七一年一月)において根拠を示されず四天王寺成立とされる。「本願縁起」や「七代記」の引用などそうしたことも考え得ないではないが、今のところそれ以上に積極的に説明する根拠がない。

(16) 飯田瑞穂「聖徳太子伝の推移」(「聖徳太子伝の研究」吉川弘文館、二〇

- 〇〇・一)、田中継人「聖德太子信仰の成立」(吉川弘文館、一九八三・一)など。
- (17) 阿部隆一氏の「室町以前成立聖德太子伝類書誌」(聖德太子研究会「聖德太子論集」、平樂寺書店、一九七二・十一所収)による命名、その性格については阿倍泰郎「正法輪蔵」(国文学解釈と鑑賞、五四卷10号、至文堂、一九八九・一〇)にまとめられる。阿倍泰郎氏は、これらのものを「聖法輪蔵」若しくは「正法輪蔵」の書名で代表させる考えを示されている。あるいはそれに従うのがよいか。但し日光輪王寺蔵本も、醍醐寺蔵本も「太子伝」乃至「聖德太子伝記」とする書名が附され、他の聖德太子伝と区別する意味での「文保本太子伝」の呼称は有効か。
- (18) 小島恵昭・渡辺信和「万徳寺蔵『聖德太子伝』翻刻」(同朋学園仏教文化研究所紀要)第二号、一九八〇・三三
- (19) 「聖德太子全集」第三卷(龍吟社、一九四四)所収。以下引用は該本による。
- (20) 拙稿「神異性を有する伝記」(国文学解釈と鑑賞)五四卷三号、一九八九・三。「太子伝における東夷西戎」(説話)九号、一九九一)
- (21) 太子を弓の名手とすることには、加藤静子氏「なぜ弓の名手なのか——聖德太子・道真・道長」(相模女子大学紀要、一九九二)の御論がある。
- (22) 注(11) 拙稿。
- (23) 注(12) 拙稿。
- (24) 引用は「国史大系」本(吉川弘文館)による。傍注記はこれを省略した。
- (25) 岩波旧大系本「保元物語」の電子版(国文学研究資料館のホームページ)による。引用に際し、漢字の訂正など、旧大系本によったところがある。
- (26) 岩波旧大系本「平家物語」の電子版(国文学研究資料館のホームページ)による。引用に際し、漢字の訂正など、旧大系本によったところがある。
- (27) 国史大系本「水鏡」は以下のようなものである。

位ニ付給テ。明年ノ冬。御門聖德太子ヲヨビ奉テ。汝能人ヲ相ス。我ヲ相シ給ト宣然バ。太子。目出御座御相ナリ。但シヨコザマニ御命ノアヤブミナン見サセ御座。心知ザラン人ヲ宮内へ入サセ給マジキナリト申給然バ。御門。如何ナル所ヲ見テ宣ソト仰ラレシニ。太子。赤筋御眼ヲツラヌケリ。是ハ傷害ノ相也ト申給然バ。御門御鏡ニテ見給シニ。太子ノ仰ノ如ク御座然バ。大ニ驚恐御座シキ。カクテ太子人々ニ。ミカドノ御サウハ。サキノヨノ御コトナレバ。カハルベキ事ニアラズトゾ宣シ。三年ト申シ、十一月ニ。太子御歳十九ニテ元服シ給キ。五年ト申シ、二月ニ。御門忍ビヤカニ太子ニ宣ク。彼蘇我ノ大臣内ニハ私ヲ恣ニシ。外ニハ偽ヲカザリ。仏法ヲ崇ル様ナレ共。心正シカラズ。如何ハスベキト宣然バ。太子只此事ヲ忍給ベシト申給シ程ニ。其年ノ冬十月二人ノ猪ヲ奉シテ御門御覽ジテ。此猪ノ頭ヲ御前ニテ只一刀ニ切ラシメ給テ。イツカ猪ノ頭ヲ切ガ如ニ。朕ガ切所ノ人ノ頭ヲ断失フベキト宣セシカバ。太子大ニ驚給テ。世ノ中ノ大事只此御一言ニ依テソ出来ベキトテ。俄ニ内宴ヲ行テ。人々ニ祿ヲ給セナンドシテ。今日御門ノ宣セツル事。努々チラスナト語給シテ。誰カ云ケン。蘇我大臣ニ。御門カハル事ヲナン宣ツルト語タリケレバ。蘇我ハワガ身ヲ宣ニソト思テ。御門ヲ失奉ト計テ。東漢駒ト云人ヲ語テ。其年ノ十一月三日ノ夜御門ヲ失奉テンキ。宮ノ内ノ人々驚キ騒シテ。蘇我大臣其人ヲトラヘサセシメ然バ。人々此蘇我大臣ノシワザニコソト知テ。トカク物云人モ無リキ。其後大臣駒ヲ請ジテ様々ノ物共ヲ給セテ。我家ノ内ニ女房達ノ中へモ憚無出入セシメ。萬事駒ガ心ニ任セシメシ給ニ。或時此駒ヲゴコレアマリニ。大臣ノ女ヲ忍テ犯テンキ。大臣此事ヲ聞テ。大ニイカリテ。駒ガタブサノ髪ヲ取テ木ニ懸テ。身ヲ是ヲ射タリキ。其矢數三。第一ハ我ニ忠ヲ致ニ似タリ然共。思慮無御門ヲ殺シ奉テ。我ニ未來際マデノ國王殺害ノ不忠ノ悪名ヲ與タル過一。第二ハ汝下賤ノ身ヲ以テ。忝キ御門ニ近付奉テ害シタリシ下剋上ノ過二。第三ニハ我娘ヲ無礼ニ犯シタリケン過三。此三ノ過ヲ唱テ。則三ノ矢ヲ駒ガ身ニ放テ給。駒叫テ第一ノ事ヲ陳申シ、ニハ。弓矢取身トシテ後斟酌ヲシテ。現在ニ我王ノ命ヲ害セント計給事ヲ。主ニ知セシメ奉ヌ様ハ如何候ベキ。駒ガ過ニ非ズ候。次ニ第二ノ事ヲ陳ジ申ニハ。駒ハ身下賤ナリト云へ共。何ジカハ大臣ノ仰ヲ駒ニ蒙シメ給シニヨリテコソ。御門ヲバアヤマチ奉シニテハ候へ。是又駒ガ過ニ非

ズ。次第三ノ事ハアラガイ申ニ及ブマジク候。男女ノ間事上下ニ依ラザル
習。異国ニモ其様多候。是又駒ガ身ニ限ズ候ト憚モ無申タリシニ。大臣イ
カリヲ成テ。身ヲ剣ヲ抜持テ庭上ニ踊リヲリ。駒ガ腹ヲサキ。頸ヲ切り給
テンキ。此事ヲ太子聞食。如此駒ヲ罰ト云共。大臣ガ悪名弥ヨ如何ガ通ベ
キ。又國王殺害ノ過ハ共悪行ノ酬必ズ子孫ニ及ベシト。因果ノコトハリヲ
細ニ太子ノ宣シ御事更ニクラカラズ。又大臣ノ心悪キ事弥ヨ世ノ中ニヒロ
マリシ事ナリ。

(28) 岩波旧大系本『神皇正統記』の電子版(国文学研究資料館のホームペー
ジデータ)による。引用に際し、漢字の訂正など、旧大系本によつたとこ
ろがある。